

DATA 4月

TAHARA

田原市のデータ

交通事故発生件数

- 人身9件(46件)
- 負傷11人(66人)
- 死亡1人(1人)
- 物損96件(389件)

窃盗犯罪発生件数

- 侵入盗1件(4件)
- 乗物盗2件(8件)
- 非侵入盗2件(17件)

火災・救急件数

- 火災0件(7件)
- 救急146件(720件)

※()内の数字は
2020年の累計

田原警察署だより

▶田原警察署 ☎23-0110

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

日本に滞在している不法在留者の数は、令和元年7月1日現在約8万人いるといわれています。この大半は不法に就労したり、凶悪犯罪や薬物犯罪などに関与したりするなど、来日外国人問題の根本的な要因となっています。

◎事業主の皆さんへお願い

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうか、旅券、在留カードなどの実物を見て確認してください。

不明な点がある場合や、外国人に関する不審な情報などがあれば、田原警察署にご連絡ください。



スマートフォンで 広報たはらが読めます

無料アプリ「マチイロ」で広報たはらを配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」など簡単な設定を行えば、広報たはらの発行に合わせて通知が届きます。

移動中など、ちょっとした空き時間でもご覧になれます。

ぜひ、ご利用ください。

※通信料は利用者の負担となります。詳細は、右のQRコードにてマチイロHPへアクセスしてください



▶広報秘書課 ☎22-0138 ⑩1003564



税

新型コロナウイルスの影響に伴う市税等の徴収猶予特例制度 ⑩10007052

新型コロナウイルスの影響で事業などに係る収入に相当の減少のあった方は、申請に基づき納期限から1年以内の納付を認める徴収の猶予を受けることができます。

対象の方

以下のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者が対象になります。

- 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)の収入が前年同期と比べ概ね20%以上減少している方。
- 令和2年2月1日～3年1月31日までに納期限が到来する市税について、一時に納付することが困難な方

申込手続き

令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに、申請書、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要となります。

なお、給食費、保育料、上下水道料、住宅使用料も猶予の申請ができますので、詳細は市HPをご覧ください。お問い合わせください。

▼収納課

☎23-7402 FAX23-0180



公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します ⑩1000780

◆対象の方

令和元年中に公的年金などの支払いを受け、令和2年4月1日現在65歳以上で遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている方

◆年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。特別徴収対象の方には、市から納税通

知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額は納税通知書で確認してください。

▼税務課

☎23-3509 FAX23-0180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和29年4月3日～昭和30年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収(納付書・口座振替)		特別徴収(年金から徴収)		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	各期:年税額の4分の1		各月:年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	各月:前年度分の年税額の6分の1			各月:年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

※掲載内容は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、変更する場合があります